

## がん診療連携拠点病院等について

- ・ 国は、全国どこでも質の高いがん医療を提供することを目的とし、平成 13 年より、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）をすべての 2 次医療圏に原則 1 力所整備することを目指している。
- ・ 拠点病院は、地域におけるがん医療の拠点として、主に 5 大がん（肺がん・胃がん・肝がん・大腸がん・乳がん）の標準的治療等の提供、緩和ケアの提供、地域のがん医療に係る人材の育成、相談支援・情報提供等の役割を担うこととされている。
- ・ さらに、平成 18 年より、各都道府県の拠点病院のとりまとめ役として、都道府県におけるがん診療の質の向上、がん診療連携協力体制の構築等を担う、都道府県がん診療連携拠点病院を都道府県に原則 1 力所整備することとしている。
- ・ また、平成 26 年より、基本的がん診療の更なる地域格差解消等を図るため、拠点病院のない 2 次医療圏に原則 1 力所の地域がん診療病院（隣接する 2 次医療圏の拠点病院との連携（グループ指定）を前提に基本的がん診療を行う病院）を整備することとしている。
- ・ 拠点病院に指定されることの効果としては、運営費等に対する補助制度や診療報酬上の加算措置がある。

## 【参考】 がん診療連携拠点病院等の主な指定要件

### 1 地域がん診療連携拠点病院

#### (1) 診療体制

(例：専門的な知識及び技能を有する医師と医師以外の診療従事者の配置、緩和ケアの提供)

#### (2) 診療実績

(例：悪性腫瘍の手術件数が年間400件以上である、  
がんに係る化学療法への患者数が年間1,000人以上である  
放射線治療への患者数が年間200人以上である)

#### (3) 研修の実施体制

(例：緩和ケア研修の実施、研修修了者について患者とその家族に対してわかりやすく情報提供している)

#### (4) 情報の収集提供体制

(例：相談支援センターの整備、院内がん登録の実施)

#### (5) 臨床研究および調査研究

(例：政策的公衆衛生的に必要な高い調査研究への協力体制を整備している、  
臨床研究の成果を広報)

#### (6) PDCAサイクルの確保

(例：自施設の診療機能等の把握・評価を行い、改善策を講じている  
地域に対して当該評価内容について、広報している。)

### 2 都道府県がん診療連携拠点病院

#### (1) 都道府県における診療機能強化に向けた要件

(例：各拠点病院の診療機能等についての情報を収集、分析、評価し、改善を図る)

#### (2) 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件

(例：各拠点病院にて相談支援に携わる者に対する継続的かつ系統的な  
研修の実施)

#### (3) 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件

(例：緩和ケアセンターの整備 )

#### (4) 院内がん登録の質的向上に向けた要件

(例：院内がん登録実務者の育成)

#### (5) PDCAサイクルの確保

(例：各拠点病院のPDCAサイクルの確保について中心となり、情報共有・  
相互評価、広報を行う)

### 3 地域がん診療病院

#### (1) 診療体制

(例：専門的な知識及び技能を有する医師と医師以外の診療従事者の配置、緩和ケアの提供)

#### (2) 診療実績

(例：当該2次医療圏内のがん患者を一定程度(※)診療している。)

※「一定程度」：明確な基準はないが、当該医療圏内の医療機関の中で中心となってがん診療を行っていることが望ましいとされている。(国Q&A)

#### (3) 研修の実施体制

(例：拠点病院との連携により、施設に所属しているがん医療に携わる医師が緩和ケア研修を修了する体制を整備している)

#### (4) 相談支援・情報提供・院内がん登録

(例：相談支援センターの整備、院内がん登録の実施)